

## ヤングケアラーって？

### ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、子ども・若者育成支援推進法では、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義しており、おおむね以下のようなケースが想定されます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守り・声かけ・気づかいなどの情緒的ケアをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



障がいや病気のある家族に代わり、家計を支えるために働いている。



精神疾患やアルコール・薬物・ギャンブルなどの問題を抱える家族の情緒的ケアや周囲との調整などを行っている。



がん・難病のほか慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：こども家庭庁ホームページ

家族のお世話や手伝いをする事自体は本来、素晴らしいことです。しかし、それが年齢や成長の度合いに見合わず、過大な責任や負担を伴うものであれば、学業等に支障が生じたり、こどもらしい生活が送れなかったりするおそれがあります。

### チェック☑

●県や市町村では、幼い子ども、高齢者、障害や病気のある方、経済的に困りの方などのため、さまざまな福祉サービスによる支援を行っています。もし、家族のお世話など、生活に関して困っていることがあれば、ひとりで抱えこまず、学校や福祉の窓口にご相談してみませんか。

#### 〈相談窓口〉

#### ●福祉の窓口

お住いの市町村が窓口となります。

#### ●その他の窓口（和歌山県教育委員会）

・こどもSOSダイヤル（TEL：073-422-9961）

年中無休・24時間対応

・きいちゃんLINE 悩み相談@（中高生が対象）

月～金（17：00～22：00）

\*土、日、祝日、年末年始除く

チェックリストの問い合わせ先

県人権施策推進課

TEL：073-441-2566

FAX：073-433-4540

